

審 議 事 項

令和2年における臨時開場日及び臨時休業日の設定について

1 【花き部】	1
2 【食肉部】	3
3 【青果部】	5
4 【水産物部】	7
(資料1) 東京都中央卸売市場条例(抜粋)	9
(参考1) 「令和2年における臨時休開市日の設定について」	10
[青果部・水産物部] 全国中央卸売市場協会		

令和2年における臨時開場日及び臨時休業日の設定について(案)

令和2年における臨時開場日及び臨時休業日の設定については、生鮮食料品等の円滑な流通を担う市場としての機能を損なわないように配慮して、次のように設定する。

なお、全ての部類にあって、改正卸売市場法施行後においても、休業日は本案のとおりとする。

1 【花き部】

第1 設定の考え方

1 臨時開場日

花き部の取引は、年間を通して、切花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に行われている。このため、国民の祝日を臨時開場日とするほか、松の取引日として、12月の日曜日に開場日を設定する。

2 臨時休業日

臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定する。

第2 令和2年の実施日

1 臨時開場日

・全市場共通(16日)

1月4日(土)、1月13日(月)、2月11日(火)、2月24日(月)、3月20日(金)、4月29日(水)、5月4日(月)、5月5日(火)、5月6日(水)、7月24日(金)、8月10日(月)、9月21日(月)、9月22日(火)、11月3日(火)、11月23日(月)、12月6日(日)

(注)臨時開場日のうち、12月6日(日)は「松市」とする。

・北足立市場、大田市場、世田谷市場共通(1日)

7月23日(木)

2 臨時休業日

・全市場共通(6日) 1月5日(日)、8月13日(木)、8月15日(土)、8月17日(月)、12月27日(日)、12月30日(水)

・北足立市場(4日) 2月15日(土)、2月20日(木)、2月27日(木)、6月20日(土)、

・板橋市場(49日) 毎週木曜日(5月7日、12月3日、を除く)、2月15日(土)、8月18日(火)

・葛西市場(15日) 1月9日(木)、1月16日(木)、1月23日(木)、1月30日(木)、2月の各木曜日、7月2日(木)、7月9日(木)、7月16日(木)、7月30日(木)、8月6日(木)、8月20日(木)、8月27日(木)

・世田谷市場(1日) 7月25日(土)

令和2年 臨時休開市日【花き部】(案)

開場日数 306 日

1月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡例：
 は条例上の休業日 (70日)
 は臨時休業日 (6日)
 は臨時開場日 (16日)

市場別臨時休開市日

- 北足立市場 : 休業日 2月15、20、27、6月20日 開場日 7月23日
- 大田市場 : 開場日 7月23日
- 板橋市場 : 休業日 毎週木曜日(5月7日、12月3日を除く)、2月15日、8月18日
- 葛西市場 : 休業日 1月9、16、23、30日、2月6、13、20、27日、7月2、9、16、30日、8月6、20、27日
- 世田谷市場 : 休業日 7月25日 開場日 7月23日

2【食肉部】

第1 設定の考え方

1 臨時開場日

臨時開場日は、7月の開場日確保のため設定する。

2 臨時休業日

- (1) 臨時休業日は、4週8休型を基本に原則として毎週土曜日に設定する。ただし、4連休の前後にあたる5月2日及び9日、3連休直前の9月19日、需要の増加する12月を除く。
- (2) 8月に夏休みを設定する。(8月14日)

第2 令和2年の実施日

1 臨時開場日(1日)

7月23日(木)

2 臨時休業日(46日)

1月5日(日)、1月11日(土)、1月18日(土)、1月25日(土)、2月1日(土)、
2月8日(土)、2月15日(土)、2月22日(土)、2月29日(土)、3月7日(土)、
3月14日(土)、3月21日(土)、3月28日(土)、4月4日(土)、
4月11日(土)、4月18日(土)、4月25日(土)、5月16日(土)、
5月23日(土)、5月30日(土)、6月6日(土)、6月13日(土)、
6月20日(土)、6月27日(土)、7月4日(土)、7月11日(土)、
7月18日(土)、7月25日(土)、8月1日(土)、8月8日(土)、8月14日(金)、
8月15日(土)、8月22日(土)、8月29日(土)、9月5日(土)、
9月12日(土)、9月26日(土)、10月3日(土)、10月10日(土)、
10月17日(土)、10月24日(土)、10月31日(土)、11月7日(土)、
11月14日(土)、11月21日(土)、11月28日(土)

令和2年 臨時休開市日【食肉部】(案)

開場日数 248 日

1月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (18日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡・例 ・  は条例上の休業日 (73日)

 は臨時休業日 (46日)

 は臨時開場日 (1日)

3 【青果部】

第1 設定の考え方

1 臨時開場日

- (1) 5月の祝日等による4連休の回避等を図るため、5月4日を臨時開場日とする。
- (2) 7月の繁忙期対応のため、7月24日を臨時開場日とする。
- (3) 9月の3連休を回避するため、9月21日を臨時開場日とする。

2 臨時休業日

- (1) 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆を含めない完全週休2日を確保することを目標とし、原則として祝日のない週の水曜日に設定する。
- (2) 東京オリンピック開催期間中の金曜日について、交通混雑を考慮し臨時休業日とする。(7月31日、8月7日)
- (3) 8月に夏休みを2日設定する。(8月14日、8月15日)

第2 令和2年の実施日

1 臨時開場日(3日)

5月4日(月)、7月24日(金)、9月21日(月)

2 臨時休業日(45日)

1月7日(火)、1月8日(水)、1月22日(水)、1月29日(水)、2月5日(水)、
2月19日(水)、3月4日(水)、3月11日(水)、3月25日(水)、4月1日(水)、
4月8日(水)、4月15日(水)、4月22日(水)、5月13日(水)、5月20日(水)、
5月27日(水)、6月3日(水)、6月10日(水)、6月17日(水)、6月24日(水)、
7月1日(水)、7月8日(水)、7月15日(水)、7月31日(金)、8月7日(金)、
8月14日(金)、8月15日(土)、8月19日(水)、8月26日(水)、9月2日(水)、
9月9日(水)、9月16日(水)、9月23日(水)、9月30日(水)、
10月7日(水)、10月14日(水)、10月21日(水)、10月28日(水)、
11月11日(水)、11月18日(水)、12月2日(水)、12月9日(水)、
12月16日(水)、12月23日(水)、12月27日(日)

令和2年 臨時休開市日【青果部】（案）

開場日数254日

1月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

凡例：
 は条例上の休業日 (70日)
 は臨時休業日 (45日)
○ は臨時開場日 (3日)

4 【水産物部】

第1 設定の考え方

1 臨時開場日

- (1) 5月の祝日等による4連休の回避等を図るため、5月4日を臨時開場日とする。
- (2) 7月の繁忙期対応のため、7月24日を臨時開場日とする。
- (3) 9月の3連休を回避するため、9月22日を臨時開場日とする。

2 臨時休業日

- (1) 日曜・祝日を含めて完全週休2日を想定した年間休業日数を確保することを目標とし、原則として祝日のない週の水曜日に設定する。
- (2) 東京オリンピック開催期間中の金曜日について、交通混雑を考慮し臨時休業日とする。(7月31日、8月7日)
- (3) 8月に夏休みを2日設定する。(8月14日、8月15日)

第2 令和2年の実施日

1 臨時開場日(3日)

5月4日(月)、7月24日(金)、9月22日(火)

2 臨時休業日(42日)

1月8日(水)、1月22日(水)、1月29日(水)、2月5日(水)、2月19日(水)、
3月4日(水)、3月11日(水)、3月25日(水)、4月1日(水)、4月8日(水)、
4月15日(水)、4月22日(水)、5月13日(水)、5月20日(水)、5月27日(水)、
6月3日(水)、6月10日(水)、6月17日(水)、6月24日(水)、7月1日(水)、
7月8日(水)、7月15日(水)、7月31日(金)、8月7日(金)、
8月14日(金)、8月15日(土)、8月19日(水)、8月26日(水)、9月2日(水)、
9月9日(水)、9月16日(水)、9月30日(水)、10月7日(水)、10月14日(水)、
10月21日(水)、10月28日(水)、11月11日(水)、11月18日(水)、
12月2日(水)、12月9日(水)、12月16日(水)、12月23日(水)

令和2年 臨時休開市日【水産物部】(案)

開場日数257日

1月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡例：
 は条例上の休業日 (70日)
 は臨時休業日 (42日)
○ は臨時開場日 (3日)

東京都中央卸売市場条例（抜粋）

（開場の期日及び時間）

第6条 東京都中央卸売市場は、第7条に掲げる市場休業日を除き、毎日開場し、開場の時間は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

食肉市場以外の市場 午前零時から午後12時まで

食肉市場 午前5時から午後5時まで

2 卸売業者の行なう卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内で知事が別に定める。

（市場休業日）

第7条 東京都中央卸売市場の休業日は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、12月29日から翌年の1月4日までの期間を除き、休業日が連続して3日以上にわたるとき、又は週のうち、休業日が4日以上となるときは、そのうち知事の定める日を休業日としないことができる。

食肉市場以外の市場

日曜日（ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月31日から翌年の1月4日まで

食肉市場

日曜日（ただし、1月5日を除く。）、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年の1月4日まで

2 知事は、前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

令和 2 年（2020 年）における臨時休開市日の設定について 〔青果部・水産物部〕

令和 2 年（2020 年）における中央卸売市場の臨時休開市日の設定については、これまでの経緯や市場を取り巻く社会経済環境の変化、市場関係団体からの要請、市場の公共性や地域の実情等を考慮したうえで、以下の方針に基づいて各開設者が具体的に設定するものとする。

設定方針

1 市場の年間休業日数と臨時休業日

- (1) 臨時休業日の設定については、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、日曜・祝日等を含めて、最低限完全週休 2 日を想定した年間休業日数を確保することを目標とする。
- (2) なお、上記の年間休業日数には、8 月の盆休みや年末年始の休業日も含めることを基本とするが、産地や実需者の状況、市場業者の経営環境や市場の特性を踏まえ、上記目標に上乘せして休業日数を設定することも可能とする。

2 臨時休業日の設定

- (1) 臨時休業日は、原則として水曜日に設定することとする。
- (2) 8 月の盆休みを除き、臨時休業日の設定により週 3 回以上の休業日となる場合には、原則としてこれを行わない。

3 連休における臨時開場日の設定

二日以上連続した休業日においては、生鮮食料品等の商品特性や安定供給、産地及び市場の流通事情も考慮したうえで、必要に応じて臨時開場日を設定するものとする。

4 臨時休開市日の全国統一など

- (1) 臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう各都市連携し、努力する。ただし、それぞれの市場の特性や地域の実情に応じた対応も可能とする。
- (2) 青果部と水産物部を併せ持つ市場にあっては、総合市場としての機能確保と利用者の利便性確保の観点から、できるだけ臨時休開市日を統一することが望ましいが、その市場特性や実情に応じて両部門の異なる取扱も可能とする。

5 臨時休業日の設定に伴う対応

臨時休業日の設定に当たっては、休業日における小売支援のための連携方法等について、市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能確保に努めるものとする。

6 臨時休開市日の周知徹底

決定された臨時休開市日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。

- ※ 改正卸売市場法が施行される 6 月 21 日以降の開場日や休業日の取扱いについては、各開設者が新たな業務規程に基づいて対応する。なお、対応にあたっては、各開設者が十分な情報共有を図ることとする。